

## 令和元年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：令和2年12月3日（木）午後1時30分～

と ころ：あわら市中央公民館 多目的ホール

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 自己紹介

5 議 事

(1) 令和元年度公民館事業報告について

(2) 令和2年度公民館事業経過報告について

(3) 令和元年度第1回公民館運営審議会以降実施している公民館講座  
受講者アンケートの集計結果報告について

6 その他

7 閉 会

## あわらし市民館運営審議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

No.		氏名	区分	所属	備考
1		うつのみや たか え 栄 宇都宮 高 栄	社会教育関係	あわらし社会教育委員	
2	委員長	とみ た きく お 男 富 田 毅 矩 男	社会教育関係	あわらし文化協議会	
3		いし たに けい こ 子 石 谷 恵 子	社会教育関係	自主クラブ	金津番傘川柳会
4		まき い まさ と 人 枚 井 正 人	学校教育関係	校長会	細呂木小学校
5		ふか さき ひろ み 美 深 崎 弘 美	学校教育関係	あわらしPTA連合会	金津東小学校
6	副委員長	あずま ふじ こ 子 東 富 士 子	家庭教育関係	あわらし連合婦人会	
7		たつ お あき ひで 英 立 尾 章 英	家庭教育関係	区長会	温泉地区区長会 副会長
8		どう かん けい かず 一 道 官 吉 一	家庭教育関係	あわらし社会福祉協議会	

令和2年度 文化学習課職員一覧

課長	笹木幹哲	主事	辰川舞	TEL 73-8041
GL(主任)	小嶋裕子	主事	稲富美由紀	
主査	嶋川登美枝			
主事	藤嶋一登			

令和2年度 公民館職員一覧

中央公民館		919-0621 あわらし市市姫一丁目9-18		
館長	山口徹	主事	小嶋佳枝	TEL 73-2000 FAX 73-2497
主査	伊藤文隆			
主事	宮本拓海			
伊井公民館		919-0611 あわらし市清間12-4		
館長	西川清美			TEL・FAX 73-4511
事務員	本道由希子			
清掃・管理人	田川順子			
坪江公民館		919-0749 あわらし市北6-101-1		
館長	奥野隆一			TEL・FAX 74-2096
事務員	田畑紀代美			
清掃・管理人	中山文枝			
劔岳公民館		919-0736 あわらし市栲18-10		
館長	川崎雅一郎			TEL・FAX 74-1849
事務員	渡辺友季子			
清掃・管理人	上野美津子			
細呂木公民館		919-0805 あわらし市滝63-21		
館長	浅田雅利			TEL 73-2151 FAX 91-2151
事務員	谷本典子			
清掃・管理人	吉川久子			
吉崎公民館		922-0679 あわらし市吉崎8-34		
館長	石塚郁雄			TEL・FAX 75-1205
事務員	相茶ひろみ			
清掃・管理人	七野富美子			
湯のまち公民館		910-4103 あわらし市二面32-16		
館長	北嶋義明			TEL 78-6350 FAX 78-6354
主事	中嶋豊美			
清掃・管理	シルバー人材センター			
本荘公民館		910-4137 あわらし市中番下番入会地1-5		
館長	吉田昭博			TEL 78-5874 FAX 78-5873
事務員	江川敬子			
清掃・管理	シルバー人材センター			
北潟公民館		910-4272 あわらし市北潟150-1		
館長	北浦博憲			TEL 79-1100 FAX 79-1113
事務員	池羽田美幸			
管理人	竹嶋繁雄			
清掃人	長谷川博子			

## 令和元年度 公民館事業報告

### 1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	コース	延受講者数	備考
中央	ロコモ体操123	第1・第3木曜日	22	163人	
	ペン字	第1・第3火曜日	22	180人	
	創作折り紙	第2火曜日	11	63人	
伊井	カラオケ	第2・第4水曜日	22	171人	
	朗読劇	第2・第4金曜日	22	247人	
	食育	第3金曜日	11	126人	
坪江	実用習字	第1・第3木曜日	22	216人	
	パッチワーク	第2・第4火曜日	22	110人	
	クラフトテープ	第2・第4木曜日	22	207人	
	カラオケ	第3火曜日	11	93人	
劔岳	ステンドグラス	第3水曜日	11	102人	
	トールペイント	毎月第1木曜日	6	54人	9月～2月
	ハーブとアロマを楽しむ	毎月第2水曜日	6	42人	9月～2月
細呂木	パソコン初級	隔月第2水曜日	6	60人	
	ほやほや料理	第3木曜日	11	94人	
	いきいき書道	第2・第4金曜日	22	175人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	22	391人	
吉崎	クラフトテープ	第1・第3金曜日	22	192人	
	ペン字・筆ペン	第2・第4木曜日	22	240人	
湯のまち	たのしく歌おう	第2金曜日	11	83人	
	実用筆ペン	第4水曜日	11	49人	
	ちりめん細工	第2月曜日	11	77人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	22	188人	
本荘	暮らしの花	第2水曜日	11	120人	
	パソコン入門	第2・第4火曜日	22	128人	
	クラフトテープ工房	第1・第3火曜日	20	243人	
	裁る着るクロスリフォームⅠ	5月～9月	11	84人	
	裁る着るクロスリフォームⅡ	1月～3月	11	99人	
北湯	ヨガ	第2・第4水曜日	22	135人	
	クラフトテープ	第1金曜日	11	72人	5月～10月
	こども英会話	第2土曜日	11	188人	
計	30 教室		489	4,392人	

2 単発講座

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
中央	ポーセラーツ	令和元年8月1日（木）	34人	
	植物の名前を調べよう	令和元年8月11日（日）	40人	
	チョークアート	令和元年8月18日（日）	27人	
	レザークラフト体験	令和元年10月5日（土）	26人	
	珈琲	令和元年10月16日（水）	18人	食育スタジオ利用
	けん玉	令和元年10月16日（水）	17人	
	家庭菜園	令和元年10月23日（水）	10人	
	終活セミナー	令和元年10月23日（水）	8人	
	アイシングクッキー作り	令和元年10月27日（日）	36人	
	チョークアートワークショップ	令和元年11月2日（土）	11人	文化祭同時開催
	アロマワックスサシェワークショップ	令和元年11月2日（土）	4人	文化祭同時開催
	折り紙ワークショップ	令和元年11月3日（日）	12人	文化祭同時開催
	レザークラフトワークショップ	令和元年11月3日（日）	22人	文化祭同時開催
	苔玉づくり	令和元年11月6日（水）	19人	
	初心者向けスマートフォン	令和元年11月21日（木）	15人	
		令和元年11月22日（金）	14人	
	ツリーキャンドルづくり	令和元年12月24日（火）	18人	
	正月飾り作り	令和元年12月24日（火）	14人	
	ハーブ洗顔ソープ作り	令和2年1月9日（木）	12人	
	家族みんなで考える終活 葬式編	令和2年1月16日（木）	13人	
仏教講座	令和2年1月16日（木）	9人		
なみまちカフェで苔玉づくり	令和2年1月26日（日）	20人	出前講座	
パレンティンアイシングクッキー	令和2年2月9日（日）	28人		
伊井	歴史講座	令和元年7月18日（木）	40人	
		令和元年11月29日（金）	34人	
	子ども朗読劇	令和元年7月30日（火）	50人	
	子どもさつき盆栽	令和元年9月9日（月）	15人	
	輪投げ大会	令和元年10月16日（水）	25人	
	アロマdeハンドクリーム	令和元年12月5日（木）	12人	
	輪締めづくり	令和元年12月25日（水）	30人	
	干支づくり	令和元年12月26日（木）	37人	
映画をみんなで楽しもう会	令和2年2月16日（日）	32人		
	ふるさと講座	令和元年5月12日（日）	46人	
	ペットボトル入れ教室	令和元年8月19日（月）	11人	
	ミニ盆栽作り	令和元年11月29日（金）	18人	

坪 江	簡単おせち	令和元年12月7日（土）	12人	
	干支の飾り物	令和元年12月9日（月）	9人	
	正月飾り教室	令和元年12月19日（木）	16人	
	ハーブ洗顔石鹸	令和2年2月21日（金）	16人	
劔 岳	ハーブ石鹸作り	令和元年7月13日（土）	15人	
	絵画	令和元年7月25日（木）	17人	
	ガラスアート	令和元年10月14日（月）	12人	
	そば打ち	令和元年12月8日（日）	24人	
細呂木	ハーバリウム	平成31年4月21日（日）	14人	
	竹細工	令和元年6月4日（火）	10人	
		令和元年6月17日（月）	12人	
	競技かるた模擬大会	令和元年7月7日（日）	11人	
	ゆかたを着つけて金津まつり	令和元年7月14日（日）	6人	
	こども絵画	令和元年8月1日（木）	26人	
	神宮寺史跡講演	令和元年10月19日（土）	24人	
吉崎	ハーバリウム	令和元年6月23日（日）	15人	
	和菓子作りとお茶の会	令和元年12月8日（日）	15人	
	正月花アレンジメント	令和元年12月21日（土）	9人	
湯のまち	苔玉	令和元年7月18日（木）	19人	
	陶芸	令和元年8月6日（火）	20人	
	クラフトテープでバック作り	令和元年9月12日（木）	10人	
		令和元年9月26日（木）	10人	
	クレイクラフトで干支作り	令和元年12月6日（金）	11人	
	お正月寄植え	令和元年12月23日（月）	17人	
	生け花	令和2年2月4日（火）	11人	
本 荘	スティックリング	毎週火曜日	185人	延30回
	さつまあげを作ろう	令和元年7月4日（木）	21人	
	あんどんづくり	令和元年7月16日（火）	39人	
	フェザーシルクのお花のブローチ	令和元年8月2日（金）	15人	
	子ども教室 Dr. ゲッソーのふしぎな世界	令和元年8月8日（木）	46人	
	コーヒーの淹れ方教室	令和元年11月6日（水）	22人	
	子ども教室：かわいいリース作り	令和元年11月18日（月）	15人	
	レザーパッチポーチ	令和元年11月29日（金）	15人	
	お正月リースを作ろう	令和元年12月5日（木）	10人	
	男のクリスマスケーキ作り	令和元年12月17日（火）	50人	
	野鳥教室	令和2年2月13日（木）	56人	
	原木しいたけ駒打ち	令和2年2月21日（金）	30人	

北 潟	夏休みこども絵画教室	令和元年8月8日（木）	22人	
	赤尾湿地生き物調査	令和元年9月29日（日）	20人	
	越前カンタケ栽培	令和元年12月3日（火）	19人	
	正月花	令和元年12月23日（月）	10人	
	魚さばき	令和2年1月18日（土）	20人	
	天然アロマ	令和2年1月20日（月）	11人	
	あみもの講座マフラー作り	令和2年1月25日（土）	10人	
	リトミック	令和2年2月8日（土）	16人	
計	76 講座 延 109 回		1,770人	

### 3 公民館祭り等

公民館名	事業名	開催日	参加者数	備考
伊 井	第39回伊井さつきまつり	平成元年6月2日（日）	1,000人	
吉 崎	第38回吉崎湖畔のタベ・夏まつり	平成元年7月28日（日）	230人	雨天順延
本 荘	第18回音楽のつどい	平成元年7月20日（土）	230人	
坪 江	第42回坪江ふるさと祭	平成元年10月13日（日）	—	中止
北 潟	第35回北潟公民館まつり	平成元年10月20日（日）	400人	
本 荘	第34回本荘ふるさとまつり	平成元年10月19日（土）	36人	
		平成元年10月20日（日）	470人	
細呂木	第40回細呂木ふれあい祭	平成元年10月27日（日）	750人	
湯のまち	第16回湯のまち公民館まつり	平成元年11月16日（土）	54人	
		平成元年11月17日（日）	674人	
劔 岳	第38回劔岳かりんて祭	平成元年11月23日（土）	2,800人	
本 荘	第13回新春豆まき祭	令和2年2月1日（土）	300人	
中 央	第12回ほのぼの展	令和2年2月15日（土）	73人	
		令和2年2月16日（日）	895人	
計			7,912人	

### 4 会議等

会議等名	開催日	参加者数	備考
福井県公民館連合会総会（福井県生涯学習館）	平成元年5月28日（火）	2人	
福井県公民館セミナー【前期】（鯖江市）	平成元年6月26日（水）	4人	
	平成元年6月27日（木）		
福井県公民館大会（勝山市）	平成元年10月9日（水）	7人	
東海北陸公民館大会（愛知県刈谷市）	平成元年10月17日（木）	1人	
	平成元年10月18日（金）		
福井県公民館セミナー【後期】 （福井県生涯学習館）	平成元年12月5日（木）	2人	

定期教室	R1				H30				H29			
	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	3	49	406	95.53%	2	43	425	65.18%	3	64	652	
湯のまち	4	50	397	63.52%	4	66	625	230.63%	3	33	271	
伊井	3	49	544	63.63%	4	77	855	142.03%	4	75	602	
坪江	4	76	626	81.83%	5	93	765	130.55%	4	75	586	
岳木	3	22	198	28.17%	4	77	703	111.23%	4	72	632	
細呂木	4	57	720	79.82%	5	94	902	127.04%	4	77	710	
吉崎	2	40	432	270.00%	1	20	160	110.34%	1	21	145	
本荘	5	67	674	85.64%	4	77	787	101.68%	5	86	774	
北潟	3	48	395	91.65%	5	68	431	108.29%	4	61	398	
計	31	458	4,392	77.69%	34	615	5,653	118.51%	32	564	4,770	
単発講座	R1				H30				H29			
	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率	教室数	開催回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	22	23	427	241.24%	6	6	177	194.51%	2	2	91	
湯のまち	6	7	98	118.07%	6	7	83	81.37%	7	7	102	
伊井	8	9	277	223.39%	6	6	124	55.11%	10	11	225	
坪江	7	7	128	85.91%	9	9	149	118.25%	7	8	126	
岳木	4	4	68	37.78%	6	6	180	125.87%	5	5	143	
細呂木	6	7	103	111.96%	4	9	92	85.98%	5	9	107	
吉崎	3	3	39	90.70%	3	3	43					
本荘	12	41	504	99.80%	12	47	505	166.12%	17	23	304	
北潟	7	7	126	129.90%	7	7	97	138.57%	4	4	70	
計	75	108	1,770	122.07%	59	100	1,450	124.14%	57	69	1,168	
自主クラブ	R1				H30				H29			
	クラブ数	活動回数	延受講者数	延受講者伸び率	クラブ数	活動回数	延受講者数	延受講者伸び率	クラブ数	活動回数	延受講者数	延受講者伸び率
中央	43	1,139	11,351	88.00%	41	1,221	12,899	106.02%	38	1,178	12,166	
湯のまち	30	886	6,230	85.85%	32	962	7,257	104.46%	39	940	6,947	
伊井	18	485	4,323	109.80%	16	431	3,937	104.40%	17	463	3,771	
坪江	14	303	2,710	108.14%	12	272	2,506	103.68%	12	279	2,417	
岳木	5	111	1,342	107.70%	4	107	1,246	79.62%	4	141	1,565	
細呂木	20	727	5,906	82.82%	21	812	7,131	90.04%	19	840	7,920	
吉崎	5	137	1,146	105.62%	5	142	1,085	177.29%	3	69	612	
本荘	21	562	5,598	90.36%	23	681	6,195	149.10%	25	563	4,155	
北潟	10	209	1,482	91.99%	9	199	1,611	134.70%	8	147	1,196	
計	166	4,559	40,088	91.39%	163	4,827	43,867	107.65%	165	4,620	40,749	



令和2年度 公民館事業計画

定期教室

公民館名	教室名	曜日	コース	定員	備考
中央	ロコモ体操123	第1・第3木曜日	22	15人	
	ペン字	第1・第3火曜日	22	15人	
	創作折り紙	第2火曜日	11	20人	
	初心者IT	新規	22		
伊井	カラオケ	第2・第4水曜日	22	12人	
	朗読劇	第2・第4金曜日	22	22人	
	食育	第3金曜日	11	12人	
	パソコン	新規	6		
坪江	実用習字	第1・第3木曜日	22	12人	
	パッチワーク	第2・第4火曜日	22	10人	
	クラフトテープ	第2・第4木曜日	22	12人	
	カラオケ	第3火曜日	11	12人	
劔岳	スタンドグラス	第3水曜日	11	10人	
	トールペイント	毎月第1木曜日	11	10人	
	ハーブとアロマを楽しむ	隔月第2水曜日	6	10人	
細呂木	パソコン初級	第2・第4水曜日	11	10人	
	ほやほや料理	第3木曜日	11	15人	
	いきいき書道	第2・第4金曜日	22	10人	
	絵画	新規	22		
吉崎	クラフトテープ	第1・第3金曜日	22	10人	
	ペン字・筆ペン	第2・第4木曜日	22	10人	
湯のまち	たのしく歌おう	第2金曜日	11	15人	
	実用筆ペン	第4水曜日	11	15人	
	ちりめん細工	第2月曜日	11	10人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	22	15人	
本荘	布花アクセサリー	新規	11		
	パソコン入門	第2・第4火曜日	22	10人	
	クラフトテープ工房	第1・第3火曜日	20	10人	
	裁る着るクロスリフォーム	不定期	22		
北潟	ヨガ	未定	22	10人	
	クラフトテープ	第1金曜日	22	10人	
	こども英会話	第2土曜日	22	15人	
計	32 教室		549		

公民館事業経過報告

R2.11月末現在

1 定期教室

- ・生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、公民館が実施する定期講座（社会教育法第二十二条一項）
- ・あわら市では、例年5月～翌3月までを開講期間とし、全6回から22回までのコースを設定している。
- ※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月中旬以降に開講を延期している。
- ・継続開講年数は原則5年とし、自主クラブとして自立運営していける活動団体を育成することを趣旨としている。
- ・指導料は5,000円/回とし、市外在住講師には上限2,000円の交通費を上乗せしている。

公民館名	教室名	曜日	実施回数/予定回数	登録者数	延受講者数	備考
中央	ロコモ体操123	第1・第3木曜日	12/17	8人	51人	
	ペン字	第1・第3火曜日	11/20	5人	46人	
	【新規】いきいきパソコン	第2・第4水曜日	10/11	10人	92人	
伊井	食育	第3金曜日	5/6	8人	48人	7月開講
	朗読劇	第2・第4金曜日	9/17	14人	115人	7月開講
	カラオケ教室	第2・第4火曜日	8/17	6人	45人	7月開講
坪江	実用習字	第1・第3木曜日	12/20	10人	118人	
	パッチワーク	第2・第4木曜日	12/20	5人	63人	
	クラフトテープ	第2・第4火曜日	10/20	11人	101人	
	カラオケ教室	第1・第3火曜日	12/20	6人	72人	
鵜岳	トールペイント教室	第1木曜日	9/11	5人	53人	
	スタンドグラス教室	第2・第4水曜日	11/11	9人	93人	
	ハーブとアロマを楽しむ	第2水曜日	6/6	5人	36人	
細呂木	【新規】きもの着付け	第1・第3水曜日	12/20	5人	52人	
	【新規】デッサン教室	第1・第3水曜日	11/20	9人	89人	
	【新規】いきいきパソコン教室	第2・第4水曜日	10/11	8人	50人	
	ほやほや料理	第3木曜日	5/11	10人	51人	
吉崎	クラフトテープ	第1・第3金曜日	12/20	9人	108人	
	ペン字教室	第2・第4木曜日	11/20	9人	99人	
湯のまち	実用筆ペン	第4水曜日	6/11	5人	30人	
	たのしく歌おう	第2金曜日	7/11	11人	61人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	10/17	13人	88人	
本荘	クラフトテープ工房	第1・第3火曜日	10/18	10人	99人	
	裁る着るクロスリフォーム	毎週1回	5/17	22人	59人	9月開講
北潟	こども英会話	第2・第4土曜日	10/17	7人	70人	
	ヨガ教室	第2・第4火曜日	11/20	10人	80人	
	【新規】オカリナ教室	第1・第3金曜日	10/20	11人	84人	
	クラフトテープ	第1・第3金曜日	10/11	5人	50人	
計	0 教室		269/440	246人	2,003人	R1登録者：321人

2 単発講座

・定期でなく随時開催を行う単発の講座。指導料は定期教室と同様。「放課後子ども教室共催事業」については国・県より2/3補助有。

※放課後子どもプラン事業…子供の学校教育外の安全と社会性・自主性の向上を図るため、小学生を対象とする講座・教育活動

公民館名	講座名	開催日	受講者数	放課後子どもプラン事業	備考
中央	こども電気教室	令和2年8月6日(木)	24人	○	
	折り紙で海アート	令和2年8月6日(木)	16人		
	多年草ハーブ寄せ植え	令和2年10月4日(日)	22人		
	感染症予防講座	令和2年10月17日(土)	17人		
	家族で送るいきいき終活講座	令和2年11月7日(土)	13人		
	クリスマスポーセラーツ	令和2年12月5日(土)			予定
	クリスマス異文化交流会	令和2年12月6日(日)			予定
	しめ縄作り教室	令和2年12月26日(土)			予定
伊井	こどもさつき盆栽教室	令和2年9月17日(木)	6人		
	歴史講座(第1回)	令和2年11月6日(金)	15人		
	歴史講座(第2回)	令和2年12月4日(金)			予定
	干支つくり	令和2年12月10日(木)			予定
坪江	手作りマスク・カバー作り	令和2年8月18日(火)	13人		
	涼しげな木炭寄せ植え教室	令和2年8月21日(金)	16人		
	廃油石けん作り	令和2年11月5日(木)	11人		
	干支飾り物教室	令和2年11月26日(木)	10人		
	おせち料理教室	令和2年12月5日(土)			予定
	正月用アレンジフラワー教室	令和2年12月21日(月)			予定
剱岳	ハーブ石鹸作り教室	令和2年7月11日(土)	11人		
	ヘンプでアクセサリー作り	令和2年9月21日(月)	13人		
	剱岳ふるさと再発見	令和2年10月10日(土)	22人		
	ドライフラワー洋風正月飾り作り	令和2年12月6日(日)			予定
	そば打ち教室	令和2年12月13日(日)			予定
細呂木	こけ玉づくり体験教室	令和2年7月7日(火)	19人		
	たたら製鉄学習会	令和2年7月28日(火)	9人		
	竹細工教室	令和2年10月13日(火)	13人		
	こけ玉づくり体験教室	令和2年10月21日(水)	11人		
	たたら製鉄体験会	令和2年10月30日(金)	42人		
吉崎	多肉直物寄せ植え 虹色サンドをつくる	令和2年8月29日(土)	10人		
	正月花アレンジメント教室	令和2年12月26日(土)			予定
湯のまち	寄せ植え教室	令和2年9月17日(木)	7人		
	家族で送るいきいき終活講座	令和2年11月14日(土)	12人		
	カンタケ栽培教室	令和2年11月27日(金)	10人		
	干支飾り物教室	令和2年12月8日(火)			予定
	正月用生花教室	令和2年12月25日(金)			予定
本荘	山野草のこけ玉作り	令和2年7月10日(金)	13人		
	あんどん作り	令和2年7月22日(水)	21人		
	こども絵画教室	令和2年8月1日(土)	14人	○	
	レザーパッチがま口作り	令和2年9月8日(火)	7人		
	マスクフレグランススプレー作り	令和2年11月6日(金)	9人		
	和アート	令和2年12月4日(金)			予定
	正月用アレンジフラワー教室	令和2年12月23日(水)			予定
	マクロビ料理教室	令和3年1月26日(火)			予定
	原木しいたけ作り	令和3年2月26日(金)			予定
スパイスでカレー粉作り	令和3年3月5日(金)			予定	
北潟	こども絵画教室(小学校低学年向け)	令和2年8月4日(火)	7人	○	
	こども絵画教室(小学校高学年向け)	令和2年8月6日(木)	11人	○	
	赤尾湿地自然観察会	令和2年9月27日(日)	30人		
	カンタケ栽培教室	令和2年12月1日(火)	10人		予定
	終活講座・念珠プレスレット作り	令和2年12月12日(土)			予定
	正月花アレンジメント教室	令和2年12月24日(木)			予定
計	51講座		464人		

### 3 公民館祭り等

・地域の文化振興及び住民の連帯の醸成を図るため、市文化協議会及び地区からの協賛金等を原資に各公民館を拠点に開催する祭り等。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または展示会のみ規模を縮小し開催する措置を行っている。

公民館名	事業名	開催日(当初予定日)	参加者数 (延観覧者数)	備考
伊井	第40回伊井さつきまつり	令和2年5月31日(日)	—	中止
吉崎	第39回吉崎湖畔の夕べ	令和2年7月25日(土)	—	中止
本荘	第19回音楽のつどい	令和2年7月18日(土)	—	中止
坪江	第43回坪江ふるさと祭	令和2年10月11日(日)	—	中止
北潟	第36回北潟公民館まつり	令和2年10月18日(日)	92人	10/20～25に展示のみ開催
本荘	第35回本荘ふるさとまつり	令和2年10月18日(日)	437人	10月～翌1月まで内容を変えながら『ロビー展』を開催
細呂木	第41回細呂木ふれあい祭	令和2年10月25日(日)	454人	展示会と地区住民向け抽選会のみ実施
湯のまち	第17回湯のまち公民館まつり	令和2年11月15日(日)	50人	11/4～12に展示のみ開催
剱岳	第39回剱岳かりんて祭	令和2年11月23日(月)	—	中止
本荘	第14回新春豆まき祭	令和3年1月30日(土)		三密・飛沫対策を行ったうえでの規模縮小開催を予定
中央	第13回ほのぼの展	令和3年2月21日(日)		展示会のみ予定 オンライン関連の取組も検討
計				

### 4 その他会議等

※「福井県公民館連合会」…県内各公民館の相互の連絡提携と活動振興を図る。あわら市からは理事、研修専門委員が各1名、評議員2名が参  
研修交流・各種報告・表彰等を行う公民館大会を年1回、県内公民館職員を対象とするセミナーを年2回実施。

会議等名	開催日	参加者数	備考
福井県公民館連合会総会	令和2年5月28日(木)	—	書面決議
福井県公民館セミナー【前期】 『公民館における感染症対策セミナー』	令和2年9月11日(金)	22人	参集者を各市町の研修専門委員に絞り開催
第42回全国公民館研究集会、第56回東海北陸公民館大会、第70回福井公民館大会	令和2年11月19日(木)	—	東海北陸大会についてR2年度福井県が担当となっていたが、次年度に延期
	令和2年11月20日(金)		
福井県公民館セミナー【後期】 『初心者向けzoom体験会』	令和2年12月17日(木)		参集者を各市町の理事に絞り開催予定
計			

# 令和2年度 各公民館 定期教室参加者調査集計表

(単位:人)

公民館	講座名	実施期日	合計人数 (登録者数)	性別		小～19	20・30代	40・50代	60～代	市広報	HP	公民館だより	チラシ	職員・友人	その他		
				男	女												
1 中央公民館	ペン習字教室	第1, 3木曜日	5	男	1				1								
				女	4			1	3								5
				計	5			1	4								
2 中央公民館	パソコン教室 【新規】	第2, 4水曜日	10	男	2				2	1					1		
				女	8				8	3	2				3		
				計	10				10	4	2					4	
3 中央公民館	ロコモ教室	第1, 4水曜日	8	男													
				女	8			3	5		2					6	
				計	8			3	5		2					6	
4 伊井	朗読劇	第2・4金曜日	14	男													
				女	14			3	11						14		
				計	14			3	11							14	
5 伊井	カラオケ教室	第2・4水曜日	6	男	1				1						1		
				女	5				5						5		
				計	6				6							6	
6 伊井	食育	第3金曜日	8	男													
				女	8		1		7						8		
				計	8		1		7							8	
7 坪江	カラオケ	第1・3火曜	6	男	1				1			1					
				女	5				5	1		3	1				
				計	6				6	1		4	1				
8 坪江	パッチワーク	第2・第4火曜	5	男													
				女	5				5	1		1		3			
				計	5				5	1		1		3			
9 坪江	クラフト	第2・第4木曜	11	男													
				女	11				11	2		1		7	1		
				計	11				11	2		1		7	1		
10 坪江	実用習字	第1・第3木曜	10	男													
				女	10			1	9	2		3		5			
				計	10			1	9	2		3		5			
11 劔岳	トールペイント	第1木曜日	5	男													
				女	5			1	4							5	
				計	5			1	4							5	
12 劔岳	ステンドグラス	第2・4水曜日	9	男													
				女	9			1	8	1						8	
				計	9			1	8	1						8	
13 劔岳	ハーブとアロマを 楽しむ	第2水曜日	5	男													
				女	5			1	4					1	4		
				計	5			1	4					1	4		
14 細呂木	きもの着付け 【新規】	第1・3水曜日	5	男													
				女	5		1	2	2	1			1	3			
				計	5		1	2	2	1			1	3			
15 細呂木	デッサン 【新規】	第1・3水曜日	9	男	5				5			2	1	2			
				女	4				4			3	1				
				計	9				9			5	2	2			
16 細呂木	いきいきパソコン 【新規】	第2・4水曜日	8	男	5				5	2		1		2			
				女	3				3	1				2			
				計	8				8	3		1		4			
17 細呂木	ほやほや料理	第3木曜日	10	男	4				4			1		3			
				女	6				6	2		2		2			
				計	10				10	2		3		5			
18 吉崎	クラフトバンド	第1・3金曜日	9	男													
				女	9		1	3	5						9		
				計	9		1	3	5						9		
19 吉崎	ペン字	第2・4木曜日	9	男	2				2			1		1			
				女	7			6	1		1	1	5				
				計	9			6	3		2	1	6				
20 湯のまち	たのしく歌おう	第2金曜日	11	男	1												
				女	10				10	4					6		
				計	11				10	4					7		
21 湯のまち	ゆるヨガ	第1・3火曜日	13	男													
				女	13		1	7	5	6				3	4		
				計	13		1	7	5	6				3	4		
22 湯のまち	実用筆ペン	第4水曜日	5	男	1				1	1							
				女	4				2	2	2				2		
				計	5				2	3	3				2		

# 令和2年度 各公民館 定期教室参加者調査集計表

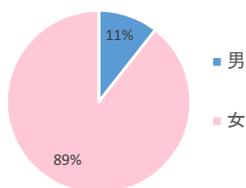
(単位:人)

公民館	講座名	実施期日	合計人数 (登録者数)	性別		小～19	20・30代	40・50代	60～代	市広報	HP	公民館だより	チラシ	職員・友人	その他	
				男	女											
23	本荘	クラフトテープ工房1期	第1・3火曜日	10	男	10										
					女	10										
24	本荘	裁る着るクロスリフォーム前期	不定期	13	男											
					女	13										
25	本荘	クラフトテープ工房2期	第1・3火曜日	9	男											
					女	9										
26	北潟	クラフトテープ	第1・3金曜日	5	男											
					女	5										
27	北潟	こども英会話	全17回 土曜日	7	男	3	3									
					女	4	4									
28	北潟	ヨガ教室	第2・4火曜日	10	男											
					女	10										
29	北潟	オカリナ教室【新規】	第1・3金曜日	11	男											
					女	11										
合計	定期教室				男	26	3	1	22	4		6	1	14		
					女	220	4	6	41	169	36	4	39	4	101	37
					計	246	7	6	42	191	40	4	45	5	115	37

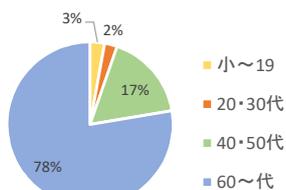
受講人数(実人数)

246人

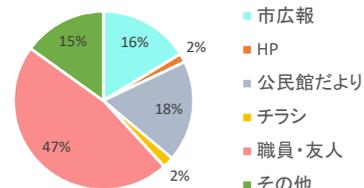
男女の割合



年代の割合



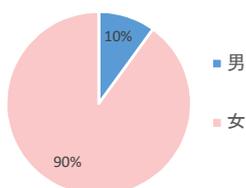
受講動機の割合



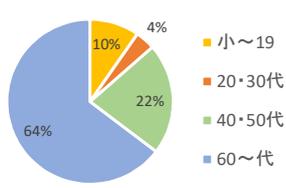
昨年度受講人数(実人数)

321人

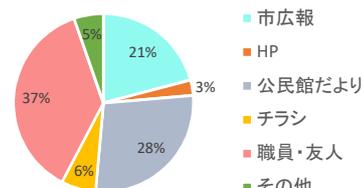
男女の割合



年代の割合



受講動機の割合



## 考察

公民館利用者の中心が女性であり、年齢層も高い傾向が見られるが、定期教室の受講生についても女性が約9割を占め、年齢も60歳以上が7割以上となっており、同じ様相を呈している。近年は、パソコン教室やこども英会話教室など、男性や低年齢層もターゲットに含んだ教室を新規に開講しているが、より日頃から公民館になじみのない層のニーズも汲み取って講座テーマを設定したり、開講時間帯を工夫することで幅広い層の参加を促進していくことが必要となる。

受講動機としては、「市広報・公民館だより・講座チラシを見て」という紙媒体による募集が36%を占めるほか、「職員や友人からの誘い」については5割近くと最大になっており、コミュニケーションを介した宣伝が有効である傾向が示されている。本年度随時、各公民館のSNSを開設しているが、今後、こうしたオンラインを駆使したコミュニケーションツールも活用し、周知に努めたいと考える。

定期教室の受講者数については、全国的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、継続受講者の退会や新規の登録控えが目立ち、昨年度比77%と大きく減少した。今後もこの情勢が続くと見込まれるが、引き続き感染症対策を徹底し、安全・安心な教室運営をアピールすることで、受講者数を回復させていきたい。

## 令和2年度 各公民館 単発講座参加者調査集計表

(単位:人)

公民館	講座名	実施期日	合計人数	性別		小～19	20・30代	40・50代	60～代	市広報	HP	公民館だより	チラシ	職員・友人	その他
				男	女										
1 中央	折り紙deアート	8月6日	16	男	2	2							2		
				女	14	5	1	2	6	1			6	7	
				計	16	7	1	2	6	1			8	7	
2 中央	こども電気教室	8月6日	22	男	7	7							7		
				女	15	15							15		
				計	22	22							22		
3 中央	多年草ハーブ寄せ植え講座	10月4日	22	男											
				女	22			11	11	18			1	3	
				計	22			11	11	18			1	3	
4 中央	感染症予防講座	10月17日	17	男	1		1							1	
				女	16				16	4			1	7	4
				計	17		1		16	4			1	8	4
5 中央	家族で送るいきいき終活講座	11月7日	13	男	3				3	3					
				女	10				2	8	4			5	1
				計	13				2	11	7			5	1
6 伊井	こどもさつき盆栽	9月17日	6	男	1	1									1
				女	5	5									5
				計	6	6									6
7 伊井	歴史講座	11月6日	15	男	11				11						
				女	4				1	3				2	2
				計	15				1	14				2	13
8 坪江	マスクとマスクケース作り	8月18日	12	男											
				女	12				12				4	4	4
				計	12				12				4	4	4
9 坪江	木炭寄せ植え	8月21日	15	男											
				女	15				15			2	5	8	
				計	15				15			2	5	8	
10 坪江	廃油石けん作り	11月5日	11	男											
				女	11				11		1	2	1	7	
				計	11				11		1	2	1	7	
11 坪江	千支の飾り物作り	11月26日	10	男											
				女	10				10			4	5	1	
				計	10				10			4	5	1	
12 剣岳	ハーブ石鹸作り	7月11日	10	男											
				女	10	1		2	7		1		1	8	
				計	10	1		2	7		1		1	8	
13 剣岳	ペンでアクセサリー作り	9月21日	13	男											
				女	13		1	5	7			1	1	11	
				計	13		1	5	7			1	1	11	
14 剣岳	剣岳ふるさと再発見	10月10日	19	男	13										
				女	6				6			5	1	4	1
				計	19				6			5	1	4	1
15 細呂木	こけ玉づくり体験教室	7月7日	19	男	1				1				1		
				女	18				18				14	2	2
				計	19				19				15	2	2
16 細呂木	たたら製鉄実習	7月28日	9	男	8				8						
				女	1				1					1	
				計	9				9				2	1	6
17 細呂木	竹細工教室	10月13日	13	男	2				2				1	1	
				女	11				11			3	3	5	
				計	13				13			3	4	6	
18 細呂木	こけ玉メンテナンス講座	10月21日	11	男											
				女	11				11				3	8	
				計	11				11				3	8	
19 細呂木	たたら製鉄実習	10月30日	42	男	21	21									21
				女	21	21									21
				計	42	42									42
20 吉崎	多肉植物寄せ植え	8月29日	10	男	4				1	3			2	1	1
				女	6				6					6	
				計	10				7	3			2	1	7
21 湯のまち	寄せ植え	9月17日	7	男											
				女	7				7	2			5		
				計	7				7	2			5		
22 湯のまち	生き生き終活	11月14日	12	男	2				2			1			1
				女	10				2	8	1	1	2	5	1
				計	12				2	10	1	1	1	2	5
23 湯のまち	カンタケ教室	11月27日	10	男	3				3						3
				女	7				7	2			3	2	
				計	10				10	2			3	5	
24 本荘	山野草のこけ玉作り教室	7月10日	13	男	2				1	1			1	1	
				女	11				1	10	2		5	1	3
				計	13				2	11	2		6	1	4
25 本荘	あんどん作り教室第一部	7月22日	10	男	6	6									6
				女	4	4								4	
				計	10	10								10	
26 本荘	あんどん作り教室第二部	7月22日	11	男	6	6									6
				女	5	5								5	
				計	11	11								11	

## 令和2年度 各公民館 単発講座参加者調査集計表

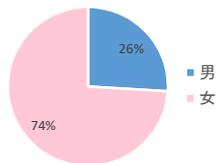
(単位:人)

公民館	講座名	実施期日	合計人数	性別		小～19	20・30代	40・50代	60～代	市広報	HP	公民館だより	チラシ	職員・友人	その他	
				男	女											
27 本荘	こども絵画教室	8月1日	14	男	6	6							4		2	
				女	8	8								4		4
				計	14	14									8	
28 本荘	レザーパッチがま口作り	9月8日	7	男												
				女	7		1	3	3				1	2	4	
				計	7		1	3	3				1	2	4	
29 本荘	マスクフレグランススプレー作り	11月6日	9	男												
				女	9			3	6			3	1	3	2	
				計	9			3	6			3	1	3	2	
30 本荘	小2訪問ちぎり絵クラブ交流会	11月18日	38	男	15	15									15	
				女	23	14		3	6						23	
				計	38	29		3	6							38
31 本荘	バングルワークショップ	随時	7	男												
				女	7			4	3					3	3	
				計	7			4	3			1		3	3	
32 北潟	夏休みこども絵画教室(低学年)	8月4日	7	男	3	3							2	1		
				女	4	4					1		1	2		
				計	7	7					1		3	3		
33 北潟	夏休みこども絵画教室(高学年)	8月6日	11	男	8	8							7	1		
				女	3	3							1	2		
				計	11	11							8	3		
34 北潟	北潟の豊かな自然にふれてみよう	9月27日	30	男	19	7	1	1	10	3		2	4	8	2	
				女	11	4	3	1	3	1			4	4	2	
				計	30	11	4	2	13	4		2	8	12	4	
合計	単発講座		450	男	117	67	1	4	45	5		9	21	24	58	
				女	333	82	3	45	203	34	4	26	79	118	72	
				計	450	149	4	49	248	39	4	35	100	142	130	

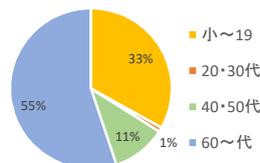
受講人数(実人数)

450人

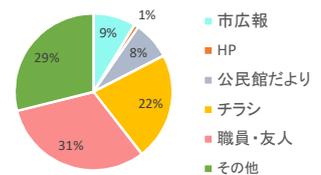
男女の割合



年代の割合



受講動機の割合

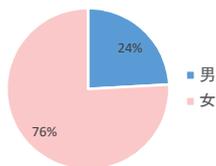


昨年度受講人数(実人数)

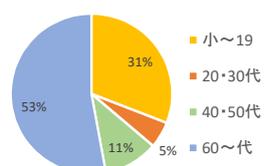
694人

※8月以降開催講座のみ調査

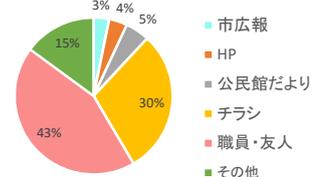
男女の割合



年代の割合



受講動機の割合



### 考察

アンケート調査の全体的な傾向は定期教室と同様であるが、男性が約25%、未成年が30%近くとなっており、比較的参加者層の広範囲化が見られる。単発講座については、放課後子どもプラン事業等も活用しつつ、比較的柔軟にテーマを設定できるためであると考えられる。特に近年複数の館で注力している歴史講座においては、男性の参加促進に一定の成果を上げている。

アンケートでは、別途、講座で取り上げてほしいテーマ等も聞き取りしているが、主に受講生を対象としたため、料理、園芸、寄せ植え等、定番の講座が多数となった一方、日曜大工・DIYといったこれまで公民館講座で取り上げていないテーマの需要が見られた。その他、年配の層では、パソコン・IT教室、歴史、地域情報、健康管理、ウォーキング、低年齢層では、工作、理科、料理(特にお菓子作り)の需要が多く見られた。

また、講座受講者以外に中高生や若い世代の公民館利用者に対しても調査を実施したが、こちらは、書道、法律、英会話等、他の世代以上に興味の多様化が観察されている。同時に大半が公民館で講座を受けるという発想自体が希薄であることも分かった。

上記の調査結果を基に、需要のある講座を企画していくことはもちろん、講座をテーマ毎に整理し、シリーズ化とラベリングを施すことで、公民館で安定的に継続した社会教育を供給できる体制を構築し、市民全体に浸透させていくことが肝要となる。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止における公民館の取り組みについて

- ・全国的な感染拡大を受け、2月下旬より、多人数での使用の自粛（大ホールの使用等）を呼びかけ。
- ・3月より、市主催イベントの原則中止。公民館講座についても一律中止。
- ・3月24日より、小中高生の入館受け入れを一律中止。
- ・同日、定期利用を行う各団体に対しては、入館時のアルコール消毒、手洗い、マスク着用、咳(せき)エチケットの徹底の注意喚起を通知。
- ・4月より、施設消毒用物品を配備し、利用者に利用後の自主消毒をお願い（画像2）。フリースペースの消毒については、当番制を設け、職員による毎日の消毒を開始。（現在も継続）。
- ・5月7日より、全館休館。同20日解除。
- ・6月8日より、小中高生の入館受け入れを再開。
- ・同日、公民館講座について解禁。注意喚起を促しつつ（画像2）感染症対策を徹底しつつ、11月末現在、運営を継続中。

画像1

### 施設利用後の消毒協力について（お願い）

施設を利用される皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ご利用いただいた施設・設備等の消毒を次の要領で行っていただきたく、皆様のご協力をお願いします。



- ① 公民館受付窓口で、『消毒用セット』を受け取る。  
※セットの中には、消毒用スプレー・拭き用ペーパー・除菌用アルコールが入っています。
- ② ドアノブ・机の上・イスの背もたれ・音響機器など、利用した箇所に消毒液をスプレーし、キッチンペーパーで拭く。
- ③ 使用したキッチンペーパーをビニール袋に入れ、玄関のごみ箱に捨て、『消毒用セット』を受付窓口に戻す。

あわら市中央公民館

画像2

### 講座参加者様（受講に当たってのお願い）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、

次の点についてご協力をお願いします。

- ① マスク着用。
- ② 座席の間隔を十分に空ける。
- ③ 定期的な換気。
- ④ 咳エチケット（袖で口・鼻を覆う等）の順守。
- ⑤ 利用前、利用後の手洗い。
- ⑥ 熱のある方は来館を控える。
- ⑦ 館内での食事の禁止。

以上、よろしく願いいたします。

中央公民館

## 社会教育法【抜粋】

### 第五章 公民館

#### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### (公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

#### (公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

#### (公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

#### (公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

#### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

平成16年 3月 1日

条例第126号

改正 平成21年 3月26日 条例第11号

平成23年 9月26日 条例第11号

平成25年 3月28日 条例第14号

平成26年 9月29日 条例第22号

平成27年 7月 1日 条例第13号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あわら市中央公民館	あわら市市姫一丁目9番18号
あわら市伊井公民館	あわら市清間12字4番地
あわら市坪江公民館	あわら市北6字101番地1
あわら市劔岳公民館	あわら市櫛18字10番地
あわら市細呂木公民館	あわら市滝63字21番地
あわら市吉崎公民館	あわら市吉崎8字34番地
あわら市湯のまち公民館	あわら市二面32字16番地
あわら市本荘公民館	あわら市中番下番入会地1字5番地
あわら市北潟公民館	あわら市北潟150字1番地

(職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

- (1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則（平成27年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	公民館室名等	1時間当たりの使用料	
ホール・集会室等	中央公民館 大ホール	会議のとき 400円 (520)	
		展示・演芸会のとき 600 (780)	
	中央公民館 レクリエーション室	250 (320)	
	中央公民館 多目的ホール 伊井公民館 多目的ホール 坪江公民館 多目的ホール 劔岳公民館 多目的大ホール 細呂木公民館 小講堂 湯のまち公民館 集会室・多目的ホール 本荘公民館 大ホール 北潟公民館 集会室	300 (390)	
会議室等	中央公民館 学習室・第3会議室・音楽室	200 (260)	
	伊井公民館 学習室		
	坪江公民館 小会議室・創作室		
	劔岳公民館 小和室・会議室		
	細呂木公民館 資料室・図書室		
	吉崎公民館 小和室・図書室		
	湯のまち公民館 洋会議室・洋研修室・第1会議室・ 第2会議室・第3会議室・視聴覚室		
	本荘公民館 第1会議室・第2会議室		
	北潟公民館 会議室・研修室		
	中央公民館 和室		250 (320)
	伊井公民館 和室		
	坪江公民館 和室		
	劔岳公民館 和室		
細呂木公民館 工作室・和室			
吉崎公民館 大和室			
湯のまち公民館 工芸室・和室			

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。  
(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年芦原町条例第12号）、金津町公民館条例（昭和29年金津町条例第25号）、芦原町公民館使用条例（昭和38年芦原町条例第21号）又は金津町公民館使用料徴収条例（昭和31年金津町条例第10号）の規定に基づきな

	本荘公民館 和室	
	中央公民館 第1会議室・第2会議室	300 (390)
調理（実習）室	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館 吉崎公民館・湯のまち公民館・北潟公民館・本荘公民館	300 (390)
体育館・講堂	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館	400
備品	電気窯 電気料に相当する額で市長が定める額	

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、（ ）内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

○あわら市公民館条例施行規則

平成16年3月1日  
教育委員会規則第24号

改正 平成21年3月26日教育委員会規則第7号  
平成25年3月29日教育委員会規則第1号  
平成27年3月27日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市公民館条例（平成16年あわら市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときには、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める日を除く。）

(審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(利用許可申請)

第7条 条例第4条の規定により公民館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は公民館利用許可申請書（様式第1号）を、許可内容の変更承認を受けようとする者は公民館利用変更承認申請書（様式第2号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、公民館利用許可書（様式第3号）又は公民館利用変更承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 使用料相当額
- (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 使用料相当額
- (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 使用料相当額
- (4) 文化研修活動を行う市民による団体又は市民であって教育委員会が認めるものが利用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

(6) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の納入）

第9条 使用料は、利用の開始前に、あわら市が発行する納入通知書により、納入しなければならない。

（目的外の利用禁止）

第10条 公民館の利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用してはならない。これに違反したときは、教育委員会は、この利用を制限し、又は許可を取り消すものとする。

（使用料の還付手続）

第11条 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して3日以内に使用料還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 利用許可を受けた設備及び備品以外のものは使用しないこと。

(3) 公民館又はその敷地内において、寄附金品の徴収、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

(4) 火災、盗難など事故の発生防止の留意すること。

(5) 前各号のほか、利用許可に際して付された条件及び教育委員会の指示に従うこと。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する

○あわら市附属機関等の会議の公開に関する規程

平成21年6月29日  
／訓令第4号／教育委員会訓令第2号／

(趣旨)

第1条 この規程は、あわら市まちづくり基本条例（平成20年あわら市条例第21号）第20条の規定による附属機関等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関をいい、次に掲げるものを除く。

- (1) 執行機関の職員のみで構成するもの
- (2) 他の地方公共団体、関係機関等との連絡調整を目的とするもの
- (3) 特定の事業、行事等の実行委員会組織として設置するもの

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開しなければならない。

- (1) 会議の公開が、法令等により制限されている場合
- (2) 会議において、特定の団体又は個人の権利又は利益に関し審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関等の会議を開催するときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議が前条各号に該当する場合又は会議を緊急に開催する必要がある場合はこの限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事項

(会議の傍聴)

第5条 附属機関等の会議の傍聴を希望する者があるときは、当該附属機関等の長は第3条各号に掲げる場合を除きこれを拒んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が前条第5号で定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(資料の提供等)

第6条 附属機関等の長は、会議の資料（あわら市情報公開条例（平成16年あわら市条例第11号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている部分を除く。）を傍聴人の閲覧に供し、又は提供するよう努めなければならない。

(会議録の作成、公開)

第7条 附属機関等の長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した会議録で、会議が公開で行われたもの（非公開情報が記載されている部分を除く。）については、これを公開するものとする。

(公表、公開の方法)

第8条 第4条に規定する会議開催の事前公表又は前条第2項に規定する会議の公開は、市のホームページにおいて行うものとする。

(法令等との調整)

第9条 この規程に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に第4条の規定により開催を公表する附属機関等の会議から適用する。